

令和7年度 福島県立高等学校入学者選抜 前期選抜 募集要項 (訂正版)

福島県立葵高等学校
〒965-0877
福島県会津若松市西栄町4番61号
電話 (0242) 27-5461
FAX (0242) 27-5462

1 アドミッション・ポリシー

葵高校では、このような生徒を求めています。

- 勉強・部活動に本気で取り組み、人間的に成長しようとする生徒。
- 様々な状況において見通しを持ち、自分から行動できる生徒。
- マナーを守り、礼儀正しく、「葵高生」としてプライドを持って行動し、他者を思いやることのできる生徒。

2 募集学科及び募集定員

- (1) 募集学科
全日制の課程・普通科
- (2) 募集定員
 - ① 特色選抜 募集定員 200名の10%程度
 - ② 一般選抜 募集定員 200名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出願資格

出願資格については、次の条件のいずれかを満たす者とし、特色選抜の出願資格については「4 特色選抜への出願資格」の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校への入学を志願する者を除く。

- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
詳しくは「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を参照すること。

4 特色選抜への出願資格

以下に示す本校の特色選抜における「志願してほしい生徒像」に合致し、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者。

本校では、「自立・自学」の校訓のもと、リーダーとして社会に貢献できる有為な人材の育成を目標としている。文武両道を目指し、学習意欲が高く、大学進学への強い意志を持ち続け、本校の指定する部活動で主体的に活動する、次の出願要件を満たす生徒を求めている。

【出願要件】 学力・人物が優秀で、中学校の部活動や地域クラブ活動、文化的な活動において、顕著な実績を有し、入学後もその活動を、本校の指定する部活動で継続し、学校生活の様々な場面でリーダーとして活躍が期待できる者。

＜本校の指定する部活動＞陸上競技（男女）、バスケットボール（男）、バレーボール（男女）、サッカー（男）、ソフトテニス（男女）、硬式テニス（男女）、卓球（男女）、パドミントン（男女）、なぎなた（男女）、野球（男）、合唱（男女）、吹奏楽（男女）

※硬式テニスにおいては、ソフトテニスの実績も対象とする。

5 通学区域

通学区域は、別に示す「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

(次頁へ続く)

6 出願方法

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

7 併願の取扱い

志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

8 出願期間

令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、460円分の切手（簡易書留料金）を貼付した返信用封筒（長形3号120×235mm）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

9 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（別記様式統一1号の1により、県教育委員会において作成したもの）
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。別記様式共通1号）
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
 - ③ 特色選抜志願理由書（別記様式前期2号により、本校において作成したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（別記様式統一1号の2により県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（別記様式統一1号の3により県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
詳しくは「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の1）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、全日制2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

10 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（別記様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（別記様式共通3号）を交付する。

(次頁へ続く)

- (3) 提出期間は、令和7年2月14日(金)から2月17日(月)までとする。
郵送の場合には、2月17日(月)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

11 県外等からの出願

詳しくは「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。

12 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（別記様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（別記様式統一1号の3）を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

13 出願先変更

詳しくは「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。

14 出願の取消し

詳しくは「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。

15 出願の特例措置

保護者の転勤に伴う一家転住等による、県外からの出願並びに出願先変更については、「**令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」を参照すること。

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

本校校長は、中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。なお、小論文や実技等の検査（以下「特色検査」という。）は実施しない。

- 志願してほしい生徒像
この要項の「4 特色選抜への出願資格」を参照すること。
- ① 学力検査
5教科とする。学力検査の満点を250点とする。
- ② 特色選抜志願理由書
本校への志願動機及び将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について本人が記入する。中学校の部活動や地域クラブ活動、文化的な活動の実績や取組内容についても記入する。
- ③ 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は165点満点として、合計300点満点とする。なお、中学校の部活動や地域クラブ活動、文化的な活動の実績は総合的に評価し、点数化する。
- ④ 特色面接
個人面接を実施する。
面接時に所属を希望する部活動について、口頭による自己表現を課す。
面接では、志願者の主体的に取り組む意志や、自らの考えをまとめ適切に伝える表現力をみる。
面接については点数化し、100点満点とする。

(次頁へ続く)

- ⑤ 特色検査
実施しない。
- ⑥ 選抜資料の満点
全体の満点は、650点とする。
- (2) 一般選抜
本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、本校の特色や特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。なお、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）は実施しない。
特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。
- ① 学力検査
5教科とする。学力検査の満点を250点とする。
- ② 調査書
「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。なお、中学校の部活動や地域クラブ活動、文化的な活動の実績は総合的に評価し、点数化する。
- ③ 一般面接
実施しない。
- ※ 学力検査と調査書の成績の比重
同等とする。

17 学力検査等の日時、日程及び会場等

- (1) 日時・日程及び会場
- ① 日時 学力検査 令和7年3月5日（水）9：00～15：10
8：20までに第1体育館で出席確認を受けること
特色面接 令和7年3月6日（木）9：00～12：00（予定）
8：30までに面接控室で出席確認を受けること
- ② 日程
- | 令和7年3月5日（水） | |
|-------------|---|
| 7：50 | 受験生入口（生徒昇降口）開錠
経路に従い、第1体育館へ移動
第1体育館の掲示に従い、所定の列で受験番号順に整列 |
| 8：10～ 8：20 | 出席確認 |
| 8：20 | 諸注意 |
| 8：25 | 誘導に従い、学力検査会場へ移動 |
| 9：00～ 9：50 | 国語 |
| 10：10～11：00 | 数学 |
| 11：20～12：10 | 外国語（英語） 「放送によるテスト」を含む。 |
| 12：10～13：10 | 昼食 |
| 13：10～14：00 | 理科 |
| 14：20～15：10 | 社会 |
- ※ 学力検査会場は当日受験生入口（生徒昇降口）に掲示する。
※ 学力検査会場には、教科書や問題集などは持ち込まないこと。
- | 令和7年3月6日（木） | |
|-------------|---------------------------------|
| 8：15 | 受験生入口（生徒昇降口）開錠
経路に従い、面接控室へ移動 |
| 8：30 | 出席確認、諸注意 |
| 9：00～ | 特色面接開始 |
- ※ 面接控室は当日受験生入口（生徒昇降口）に掲示する。
- ③ 会場 本校

(次頁へ続く)

(2) 特色選抜

① 学力検査

- ア 志願者全員に学力検査を課す。
- イ 学力検査は、県教育委員会が同一の問題により県下一斉に実施する。
- ウ 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

エ 持参する物

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規
（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

オ 注意事項

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

② 特色面接

ア 志願者全員に対して特色面接を行う。

イ 持参する物

受験票、上ばき

ウ 注意事項

携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

(3) 一般選抜

学力検査については、この要項の「17 学力検査等の日時・日程及び会場等」の「(2) 特色選抜」の「① 学力検査」による。

18 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（別記様式共通 14 号）を令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 4 時まで在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（別記様式共通 15 号）を交付する。

(次頁へ続く)

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- | | | | |
|------|--------------|----------------------|------------------------|
| ① 日時 | 令和7年3月11日(火) | 学力検査 | 9:00～14:45 |
| | | 特色面接 | 15:15～(特色選抜に出願した志願者のみ) |
| ② 日程 | 8:15 | 受験生入口(生徒昇降口)開錠 | |
| | | 経路に従い、学力検査会場兼面接控室へ移動 | |
| | 8:30 | 出席確認、諸注意 | |
| | 9:00～ | 国語 | 9:50 |
| | 10:05～ | 数学 | 10:55 |
| | 11:10～ | 外国語(英語) | 12:00 「放送によるテスト」を含む。 |
| | 12:00～ | 昼食 | 12:50 |
| | 12:50～ | 理科 | 13:40 |
| | 13:55～ | 社会 | 14:45 |
| | 15:15～ | 特色面接開始 | |

※ 学力検査会場兼面接控室は当日受験生入口(生徒昇降口)に掲示する。

※ 学力検査終了まで、学力検査会場兼面接控室には、教科書や問題集などは持ち込まないこと。

※ 持参物、注意事項等は「17 学力検査等の日時・日程及び会場等」の「(2) 特色選抜」の「① 学力検査」「② 特色面接」による。

- ③ 会場 本校
- ④ 追検査等の一部を受験する場合の日程は、在学(出身)中学校長を通して連絡する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、連絡する。
- ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(5) その他

インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

19 合格者発表

- (1) 令和7年3月14日(金)正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書(別記様式共通5号)を交付する。
- (3) 本校校長は、中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかが分かる合格者一覧を提供する。
提供日時 令和7年3月14日(金)合格者発表後から午後3時まで
提供場所 職員玄関
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

20 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(別記様式共通 16 号)を令和 7 年 3 月 7 日(金)午後 4 時までに志願先高等学校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた高等学校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」(別記様式共通 17 号)を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項の「17 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「**令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱**」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(別記様式共通 8 号)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) 「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の URL

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/653878.pdf>

前期選抜に関するその他の一切については、「令和 7 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」によって実施する。

(以上)